

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月20日

【届出者の氏名又は名称】 エア・ウォーター株式会社

【届出者の住所又は所在地】 札幌市中央区北三条西一丁目2番地

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区南船場二丁目12番8号

【電話番号】 (06)6252局1754番

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 豊永 昭弘

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 エア・ウォーター株式会社
(札幌市中央区北三条西一丁目2番地)
エア・ウォーター株式会社 本社
(大阪市中央区南船場二丁目12番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エア・ウォーター株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、川崎化成工業株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月8日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法27条の8第1項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

- (1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計
- (3) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)
- (4) 特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)

特別関係者

所有株券等の数

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19,545(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	19,545		
所有株券等の合計数	19,545		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年2月8日現在、対象者株式2,532,195株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数153個を含めております。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	19,586(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	19,586		
所有株券等の合計数	19,586		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年2月8日現在、対象者株式2,532,195株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数194個を含めております。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	153(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	153		
所有株券等の合計数	153		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年2月8日現在、対象者株式2,532,195株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数153個を含めております。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(訂正後)

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	194(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	194		
所有株券等の合計数	194		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 特別関係者である対象者は、平成30年2月8日現在、対象者株式2,532,195株を所有しておりますが、すべて自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数194個を含めております。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」における「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	菅沼 弘之
住所又は所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番(対象者所在地)
職業又は事業の内容	川崎化成工業株式会社 監査役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	菅沼 弘之
住所又は所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番(対象者所在地)
職業又は事業の内容	川崎化成工業株式会社 監査役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	河原 文博
住所又は所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号
職業又は事業の内容	カワカ産業株式会社 代表取締役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	武井 文昭
住所又は所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号
職業又は事業の内容	カワカ産業株式会社 取締役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	園山 裕二
住所又は所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号
職業又は事業の内容	カワカ産業株式会社 取締役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成30年2月8日現在)

氏名又は名称	菊谷 剛巳
住所又は所在地	神奈川県川崎市川崎区千鳥町1番2号
職業又は事業の内容	カワカ産業株式会社 監査役
連絡先	連絡者 川崎化成工業株式会社 総務人事部部長 戸澤 賢 連絡場所 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 電話番号 044 - 540 - 0110
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

(訂正前)

< 前略 >

菅沼弘之

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	36(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券 ()			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 菅沼弘之は、小規模所有者に該当いたしますので、菅沼弘之の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(訂正後)

< 前略 >

菅沼弘之

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 菅沼弘之は、小規模所有者に該当いたしますので、菅沼弘之の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。

河原文博

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	4	—	—
所有株券等の合計数	4	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 河原文博は、小規模所有者に該当いたしますので、河原文博の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。

武井文昭

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	8	—	—
所有株券等の合計数	8	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注1) 武井文昭は、小規模所有者に該当いたしますので、武井文昭の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には武井文昭が対象者の社員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式8,279株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数8個を含みます。

園山裕二

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	8(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	8	—	—
所有株券等の合計数	8	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注1) 園山裕二は、小規模所有者に該当いたしますので、園山裕二の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には園山裕二が対象者の社員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式8,117株(小数点以下切捨て)に係る議決権の数8個を含みます。

菊谷剛巳

(平成30年2月8日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	21(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	21	—	—
所有株券等の合計数	21	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 菊谷剛巳は、小規模所有者に該当いたしますので、菊谷剛巳の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成30年2月8日現在)(個)(g)」には含めておりません。